

## 大ホール中ホールご利用のお客様へ

1

### 利用者登録

#### ■利用者登録

初めて施設をご利用の方は、利用者登録が必要です。  
「利用者登録申請書」を、窓口への提出または FAX・郵便・メールでお送りください。(メール送付の方は、お電話にてご連絡ください)

2

### 利用申し込み

#### ■申し込み可能期間

〈本番〉 利用希望日の1年前の同日～2週間前まで  
〈リハーサル・練習のみ〉 利用希望日の3ヵ月前～3日前まで  
※ホールに伴う創作練習棟のご予約は1年前から可能です。  
※1年前の同日が休館日の場合は翌営業日に受付します。

#### ■受付方法

「利用許可申請書」の提出が必要です。窓口への提出または FAX・郵便・メールでお送りください。(メール送付の方は、お電話にてご連絡ください)

#### ■抽選について

受付開始日のみ、午前 9 時～午前 10 時までには他の利用者と申し込みが重複した場合は、午前 10 時より抽選を行います。  
※抽選に参加できない場合は、文化ホールが代理で行います。  
※抽選には、同一主催内容で複数の参加はできません。  
※抽選を行うのは、新規にホールを予約する場合、予約を変更する場合ともに対象です。  
※WEB での申請は午前 11 時からの受付開始となりますので、抽選にはご参加いただけません。ただし、受付開始日が休館日の場合は、WEB のみ先着順で予約が可能です。

3

## 施設料納入

### ■施設利用料金のお支払いについて

施設利用料金は前払いとなります。予約申請日より2週間がお支払いの期限です。期限を過ぎますと予約は取り消しとなりますので、ご注意ください。

4

## 利用許可

### ■利用許可

ご入金の確認後、「利用許可書」をお渡しいたします。利用日に許可書の提示が必要となります。必ず利用日まで保管をお願いいたします。

5

## 事前準備

### ■打ち合わせについて

利用日の1ヵ月前～2週間前までを目安に、催し物の進行・舞台設営等について打ち合わせが必要です。

文化ホールより日程調整のご連絡をいたします。

打ち合わせでは、プログラムや進行スケジュール、人員配置について伺いますので、資料をご持参ください。

※詳細については、冊子「都城市総合文化ホールご利用に際して」をご覧ください。ご不明な点は、お気軽に文化ホールまでお問合せください。

6

## 利用当日

### ■当日の受付

許可書をお持ちの上、窓口までお越しください。

受付後、開錠いたします。

※借用時間の10分前よりご入室いただけます。

7

## 利用後

### ■設備利用料のお支払いについて

設備利用料金のお支払いは、利用後のお支払いとなります。利用後は窓口へお越しください。請求書等をお渡しいたします。

利用日より2週間以内にお支払いください。

8

## 完了

## 変更について



### ■変更について

予約の変更は、ご予約（各利用日）に対して、1回のみ可能です。

※利用内容の変更をされる場合は、施設利用料金納入後の受付となります。

※再度変更を希望される場合は、予約をキャンセルした上で、新規の予約が必要となります。

この際、初回申請利用日から起算したキャンセル料が発生しますのでご注意ください。

### ■変更受付期間

本番としての利用か、リハーサル・練習での利用かで、受付期間が異なります。

#### 本番での 利用

【本番での利用（本番に伴うリハーサルも含む）】

利用日より **2週間前**まで

変更可能期間…変更申請書を提出される日より **1年後の同日**まで

#### リハーサル 練習のみ

【リハーサル・練習のみ】

利用日より **3日前**まで

変更可能期間…変更申請をされる日より **3ヶ月後の同日**まで

### ■変更申請方法

変更を希望される方は、「施設利用変更申請書・取消届」を窓口への提出または FAX・郵送・メールでお送りください。（メール送付の方は、お電話にてご連絡ください）

※WEB からの変更はできません。必ず「施設利用変更申請書・取消届」を提出してください。

### ■キャンセル料について

変更により生じた差額に対し、キャンセル料がかかる場合があります。「施設利用変更申請書・取消届」を提出された日から利用日までの日数によって、発生するキャンセル料が異なりますのでご注意ください。ホール本番利用に伴うリハーサル、創作練習棟の変更、取消はホール利用の場合と同様のキャンセル料が適用されます。詳しくは、4 ページ「変更・取消による還付額一覧表」をご覧ください。

## 取消しについて



### ■取消しについて

取消しの場合は、キャンセル料が発生します。

※利用取消しは、施設利用料金納入後の受付となります。

※施設利用料金納入前であっても、利用日当日の取消しについては、施設利用料のお支払いが必要となります。

### ■取消し申請方法

取消しを希望される方は、「施設利用変更申請書・取消届」を窓口への提出または FAX・郵送・メールでお送りください。(メール送付の方は、お電話にてご連絡ください)

※WEB からの取消しはできません。必ず「施設利用変更申請書・取消届」を提出してください。

### ■キャンセル料について

利用変更許可申請書を提出された日から利用日までの日数によって、発生するキャンセル料が異なりますのでご注意ください。詳しくは、次の「変更・取消による還付額一覧表」をご覧ください。

#### 『変更・取消による還付額一覧表』

本番	1ヶ月前まで (1ヶ月前同日まで OK)	3ヶ月前まで (3ヶ月前同日まで OK)
変更	※同日時間縮小 大→中、大1階席への場合のみ <b>全額還付</b>	<b>全額還付</b>
取消し	<b>還付なし</b>	<b>半額還付</b>

リハーサル 練習のみ	7日前まで (翌週同曜日まで OK)	1ヶ月前まで (1ヶ月前同日まで OK)
変更	※同日時間縮小 大→中の場合のみ <b>半額還付</b>	<b>全額還付</b>
取消し	<b>還付なし</b>	<b>半額還付</b>

## その他・注意事項



### ■募金活動について

ホール催事の際に募金活動を行う場合は、「催事に伴う募金活動許可申請書」の提出が必要となります。募金活動許可申請書を催事3日前までにご提出ください。

#### 《注意事項》

##### ◆次の場合は許可できません。

- ・寄附先が公序良俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められる場合。
- ・その他、文化ホールが許可を認められない場合。

##### ◆次のいずれかに該当する場合、許可を取り消すことがあります。

- ・入場時及び催事中に募金の強要若しくはそれに準ずる行為が見られた場合。
- ・共通ロビー、アートモール等利用施設外及び客席での募金活動が見られた場合。
- ・催事運営上、著しく支障が出ると認められる場合。

### ■立見席について

文化ホールでは、都城市火災予防条例の規定により、定員（車イス席・親子室を含む 大ホール 1,461 名・中ホール 682 名）以上のお客様を客席内に収容することが出来ない為、立見はできません。

また、無断で立見券を販売、立見席を設置していることが判明した場合には、都城市総合文化ホール条例の規定に基づき施設利用の取消、又は公演開催を中止・中断させていただきま

ご不明な点等ございましたらお気軽にお問合せ下さい



HPはこちら



申請書はこちら

利用者登録申請書  
利用許可申請書  
施設利用変更申請書・取消届



施設紹介  
YouTube

#### － 受付時間 －

休館日を除く 9時から 19時まで

(毎週水曜休館)

※WEB 予約は、11時から 24時までご利用可能です。(休館日も利用可)

都城市総合文化ホール 

〒885-0024 都城市北原町 1106 番地 100

TEL:0986-23-7140

FAX:0986-23-7143

Mail:mj-shisetu@mj-hall.jp